

## 令和元年度第2回 米子市国民健康保険運営協議会会議録

### 1 会議の日時及び場所

日 時 令和元年12月19日(木) 午後1時30分～2時25分

場 所 米子市役所5階・議会第1会議室

### 2 出席した委員(14名)

足立融委員、小村博美委員、中島委員、松井智子委員、藤瀬雅史委員、田本晃委員、金田賢司委員、和泉浩司委員、種田進委員、野坂英子委員、天野宏紀委員、山本真次委員、足立進委員、林有一委員

### 3 欠席した委員(1名)

細田明秀委員

### 4 会議録署名委員(2名)

足立融委員、和泉浩司委員

### 5 出席した事務局職員

朝妻市民生活部長、佐小田保険課長、池口課長補佐兼保険総務担当課長補佐、生田課長補佐兼保険業務担当課長補佐、吉持収納担当課長補佐、塚田保険総務担当主任

### 6 傍聴者

3名(うち報道機関0名)

午後1時30分 開会

#### ●佐小田課長

皆さまお忙しいところご苦労様です。

ただ今から令和元年度第2回米子市国民健康保険運営協議会を開会いたします。私は、本日の協議会の進行をさせていただきます、米子市保険課佐小田です。よろしくお願い致します。

はじめに、本日の会議の定足数について、ご報告します。

本日は、保険医又は保険薬剤師代表の細田委員、1名から、ご都合により欠席する旨の報告がございました。

また、まだ、被用者保険等保険者代表の山本委員がお見になっておられません。

したがいまして、委員総数15名中、現在13名の出席でございます。

(その後、被用者保険等保険者代表の山本委員の出席あり)

米子市国民健康保険条例施行規則第4条に定める会議の定足数に達しておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、開会にあたり、会長よりご挨拶いただきます。  
天野会長お願いいたします。

●天野会長

委員の皆さま方には、公私ともご多忙中のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、国民健康保険料の算定方式の変更及び変更に伴う保険料率の改定につきまして、市より諮問を受け、協議をしていただく予定としております。

皆さまの積極的なご意見をいただきますよう、お願いするとともに、スムーズな進行へのご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。

●佐小田課長

続きまして、米子市長がご挨拶を申し上げます。伊木市長お願いいたします。

●伊木市長

皆さま、あらためましてこんにちは。本日は、年末の大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。また、皆さま方には本市の国民健康保険の円滑な運営にご尽力、ご協力をいただきありがとうございます。

本日の会議は、資産割の廃止とそれに伴う料率の改定について皆さまにご議論いただくこととしております。他の市町村がつぎつぎと資産割を廃止していくなかで本市の保険料の算定方式につきまして、委員の皆さまのさまざまな意見をお伺いしたいと思っております。

本市といたしましては、持続可能な保険事業を進めていかなければなりませんのでどうか皆さまのご意見をいただき、結論を導いていただけたらと思っておりますので、本日はどうぞよろしく申し上げます。

●佐小田課長

ありがとうございました。

それでは、事務局の職員を紹介させていただきます。

朝妻 市民生活部長です。

生田 課長補佐兼保険業務担当課長補佐です。

吉持 収納担当課長補佐です。

池口 課長補佐兼保険総務担当課長補佐です。

塚田 保険総務担当主任です。

私 保険課長の佐小田です。

●佐小田課長

次に、日程４ 諮問に移ります。市長から会長に対し、「米子市国民健康保険料算定方式の変更及び変更に伴う料率等の改定について」の諮問書を提出させていただきます。

●米子市長

米子市国民健康保険料算定方式の変更及び変更に伴う料率等の改定について諮問させていただきます。

- 1 国民健康保険料の算定方式の変更（資産割廃止）について
  - 2 保険料率の改定について
  - 3 実施時期について
- 以上です。よろしく申し上げます。

— 米子市長 諮問書を会長へ

●佐小田課長

市長におかれましては、次の予定が入っていますので、ここで退席させていただきます。

●佐小田課長

それでは、米子市国民健康保険条例施行規則第3条により、会長が議長になることとなっておりますので、以後の議事進行につきましては、天野会長にお願いいたします。  
それでは、天野会長、よろしくお願いいたします。

●天野会長

それでは、日程5の「会議録署名委員の指名」について、でございますが、「米子市国民健康保険条例施行規則第8条第2項」の規定により、会議録には、議長及び出席委員のうち議長が指名する委員2名が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

足立融 委員と和泉委員に申し上げます。

●天野会長

次に日程6の「諮問事項協議」に入ります。  
事務局から説明してください。

●池口課長補佐

事前に配布しております諮問に関する資料をご覧ください。

まず1ページをご覧ください。保険料算定方式の変更につきましては、前回の協議会でも説明させていただいており、重なるところはありますが、説明させていただきます。

保険料の算定方式の変更についての諮問ということで記載しています。改定の理由につきまして、資産割につきましては、さまざまな課題があるなかで、他の市町村につきましても4方式から3方式へ変更していく市町村が増えていく中で、本市につきましても3方式へ変更を検討しているところで、協議会の意見を伺いたいということでもあります。

前回、鳥取県内の市町村の状況を説明させていただきましたが、鳥取市、境港市はすでに3方式へ変更されています。倉吉市は令和2年度より3方式への変更を予定されています。また新たに八頭町と琴浦町と南部町が令和2年度より3方式へ変更予定と伺っていま

す。

1 ページの(1)で資産割の課題を記載しています。(2)では本市の現状を記載しています。(1)(2)については、前回説明しておりますので、確認をいただけたらと思います。

次に3ページをご覧ください。本市が考えています保険料改定案として案1から案4までを示しています。それぞれの案は保険料の応能割と応益割の負担割合に応じた案となっています。案1が応能割が47、応益割が53、案2が応能割が50、応益割が50、案3が応能割51、応益割49、案4が応能割52、応益割が48とそれぞれ割合を記載しています。

2につままして、1の各案に基づき保険料率を設定しております。

次に4ページから9ページになりますが、実際に各案の保険料率とした場合に、それぞれのモデルケース別で算出した保険料と、現行の保険料率で算定した保険料との差額を記載した表になります。

4～5ページがモデルケースとして、固定資産税なしの場合のそれぞれの世帯ケースごとの所得金額に応じた比較表です。6～7ページが固定資産税4万円のモデルケース、8～9ページが固定資産税8万円のモデルケースとなります。

ページの左端に⑦、⑤、②と数字を記載していますが、これは軽減割合を示しており、7割軽減、5割軽減、2割軽減に該当し、軽減後の保険料の比較になります。

次に10ページをご覧ください。参考資料ということで記載しています。①が国保被保険者の年齢構成の割合、②が世帯ごとの加入者数の割合、③が基準総所得金額の割合分布、④が保険料軽減対象世帯数及び軽減対象被保険者数、⑤が保険料軽減世帯の世帯主の年齢区分別割合をそれぞれ記載しています。

11ページになりますが、それぞれの検討案における現行料率との世帯ごとの差額分布の表になります。令和元年11月時点での平成31年度保険料の比較になります。

下段に保険料増世帯、保険料減世帯、保険料増減なし、最も保険料が増となる金額、最も保険料が減となる金額を記載しています。この表でいきますと案4が保険料増世帯が最も多いこととなります。

12ページをご覧ください。12ページにつままして、検討料率における現行料率との世帯ごとの差額分布の表であり、世帯主の年齢区分別に記載しています。これについては、案2のケースについてのみ記載になります。

以上資料の説明になりますが、ページ3の資料を基に協議をいただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

#### ●天野会長

ただいま事務局から諮問資料について説明がありました。ここからは委員の皆さん方から意見等を受けたいと思いますが、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

#### ●中島委員

資産割の対象となる固定資産税ですが、償却資産は対象となりますでしょうか。土地、家屋のみでしょうか。

●池口課長補佐

償却資産は、資産割の対象になりません。また、土地、家屋も米子市内のみが対象となります。

●田本委員

委員になって2回目の会議で分からないことが多く教えていただきたいのですが、4ページの表で所得金額が600万円までとなっておりますが、これ以降はどうなるのでしょうか。

●池口課長補佐

表には所得金額600万円までしか載せておりませんが、600万円以上がすべて該当するわけではありませんが、国民健康保険料には賦課限度額があり、これ以上は保険料は変わりませんという金額のラインに該当してくるためここまでしか記載をしていません。

●田本委員

所得が600万円を超えると賦課限度額に達すると考えていいのですか。

●池口課長補佐

所得金額が600万円を超えるとすべてが賦課限度額に該当するわけではありません。表には600万円までしか載せていませんが、700万円、800万円のケースも載せることはできます。

●足立（融）委員

この保険料率は、将来的には県内で統一されるのでしょうか。

●池口課長補佐

いつ統一するといったことは決まっていますが、統一に向けた協議を行っていくことになります。

●足立（融）委員

将来的には、統一されるという方向で協議をされるということですね。

●池口課長補佐

その方向で協議をしていくことになります。

●天野会長

それでは、諮問事項につきまして事務局から説明がありましたが、市としては、どのように考えておられるのか説明をお願いします。

●池口課長補佐

さきほど、3ページで案1から案4を提示させていただきました。2ページを見ていただきまして、参考というところで①で3方式の標準的な保険料の賦課割合を記載しており、応能割と応益割の標準的な賦課割合になります。

県から各市町村へ毎年標準保険料率が示されます。それにつきましては、県は国から各都道府県に示される所得水準を考慮しており、その水準は全国平均を1とした場合、鳥取県は0・78ということで全国平均より低いということで鳥取県が示す標準保険料率は応益割の方の比重が大きくなっています。

米子市の考えとしては、現在、資産割を含んだ応能割の方に比重が大きくなっていますが、先程足立委員さんから話がありましたが、将来的には県内保険料率の統一の方向を目指すこともあり、できることなら県が示す標準保険料率の割合に近づけていきたいと思っておりますが、今回そうした場合、資産割分をすべて応益割で負担することになるため、段階的に賦課割合を変更することとし、今回につきましては、応能割、応益割の割合を、50：50とし、資産割にかかる6%を応能割、応益割にそれぞれ3%ずつ振り分け、50：50とすることとし、それにあわせて保険料率も設定したいと考えています。

また、応益割には均等割、平等割がありますが、標準保険料率ではこの割合は70：30であります。本市の現行での割合は63：37であります。これにつきましては、多子世帯等への負担増を考慮し、現行の割合を維持し保険料率を設定したいと考えています。3ページの案でいきますと案2ということで考えています。

改定時期につきましては、令和2年度からと考えています。

●天野会長

事務局より米子市案の説明がありました。これから諮問に対し、協議会としての意見を取りまとめる必要がありますが、本日は、委員の皆さんよりご意見をいただき、次回の運営協議会で、協議会としての意見をまとめたいと思っておりますがいかがでしょうか。

— 異議なし —

●天野会長

それでは、委員の皆さんのご意見をいただきたいと思います。

●和泉委員

今、案2ということで提案がありましたが、県が示している数字とあわせて、11ページで示されている差額分布で増減がともに少ないということも加味しての判断による提案でしょうか。

●池口課長補佐

11ページの案1と案2を見ていただくと、案1の方が影響額が少ないということはありませんが、案1の方が案2と比べ保険料の軽減額が増えるということもあり、一般会計からの繰入金額も増えることとなります。そのことも加味しての提案であります。将来的に

は県内保険料統一の方向性のなかで案1を目指す必要があると思っておりますが、今回は案2ということで考えています。

●田本委員

基本的なことになりますが、今、保険料率の率がありますが、医療費が上がってきていることの加味はどうなっていますか。

●池口課長補佐

医療費に係る部分につきましては、毎年県に納付金として納付することになります。1月に県が次年度の納付金の金額を市町村に示してきます。各市町村は、その納付金を納付するに必要な保険料を確保する必要があります。本市は平成30年度、平成31年度とも現保険料率で納付金を納付するに足りる保険料を確保できるということで保険料率の改定は行っていません。

令和2年1月に示される令和2年度の納付金の金額による保険料率については、協議をお願いすることになります。

参考になりますが、県より12月に仮算定ということで、納付金の金額の提示がありましたが、確定の段階でそれほど変動がなければ、現保険料率で納付金の納付に必要な保険料は賄えるのではないかと考えています。

●藤瀬委員

鳥取市、倉吉市、境港市の動向を教えてください。

●池口課長補佐

2ページをご覧ください。③が近隣市の平成31年度の賦課割合になります。鳥取市は令和2年度では保険料率の改定は行わない予定と聞いています。

島根県内では賦課割合は統一しておられるようです。

●藤瀬委員

鳥取県の所得水準が低いということで、標準保険料率が設定されており、鳥取市、倉吉市もそのように設定されているが、米子市は50:50ということだがそのあたりはどうか。

●池口課長補佐

県は標準保険料率を示していますが、将来保険料率の統一ということになりましたら鳥取県内同じ保険料率になることが考えられますので賦課割合も標準保険料率の割合になっていくのではないかと考えますが、まだこれからの協議ということになります。現段階では、各市町村が、標準保険料率を参考にしながら判断をしていくこととなります。そのなかで段階的に賦課割合を検討していくということで考えています。

●藤瀬委員

案1より案2の方が保険料の影響が大きいのでしょうか。

●池口課長補佐

保険料増減世帯の全体の数をみれば案1のほうが保険料の影響世帯は少ないということになりますが、案1の方が応益割の金額が高くなりますので、所得に関係なく皆さんに負担いただく金額が大きくなるということなので、多子世帯等への影響がより大きくなります。

●藤瀬委員

4ページの引き上げ額の表を見ても案1より案2の方が大きいように思えるが。

●足立（融）委員

所得金額が100万円までの世帯については、案2の方が引き上げ額が少なくなっている。

●池口課長補佐

実は、案2を選択した理由がもう一つありまして、保険料の均等割、平等割につきましては、所得の低い世帯につきまして7割、5割、2割の軽減措置があります。

軽減部分につきましては、国、県、市より補填があります。一般会計からの繰入を受けることになりますが、案1のほうは案2と比較し均等割、平等割の金額が増えることとなりますので、軽減額も増え、一般会計からの繰り入れも増えるということもあり、そのことも加味しています。

●藤瀬委員

一般会計の繰入金の差額はどのくらいになるのですか。

●池口課長補佐

案2では、全体として約5600万円の増となり、市負担の繰入金としては約1400万円の増となります。案1では全体で約8000万円の増となり市負担の繰入金は約2000万円の増となります。

●藤瀬委員

一般会計からの繰入で600万円の増については大きいことでしょうか。

●朝妻部長

一般会計からの繰入の600万円の増については、影響が大きいので、段階的に標準保険料率の割合に近づけていき、最終的にそこにあわせていくということで考えています。みなさんの意見の中で、案1の方がいいということになれば、そのように考えていくこととなります。

●藤瀬委員

案1がいいというわけではありません。どっちがいいのかわからないのでお聞きしていますので。

●朝妻部長

被保険者への影響と、市からの持出しの両方を考えさせていただき、案2ということがあります。

●藤瀬委員

今、国民健康保険特別会計の決算は赤字でしたかね。

●池口課長補佐

平成30年度決算が終わり、約6500万円の繰越金がある状況です。

●藤瀬委員

現在、黒字ということですね

●池口課長補佐

今年度の決算見込みでは、単年度収支としてはトントンではないかと思込んでいます。

●藤瀬委員

保険料の軽減措置に対する繰入金是一般会計から必ず支出しないといけないものですか。

●池口課長補佐

必ず支出しないといけないものです。

●藤瀬委員

なるべく保険料の軽減金額を少なくした方がいいという考え方ですか。

●朝妻部長

今の段階ではそういう考えです。

●藤瀬委員

今の米子市の考えなら案2のほうがいいですし、被保険者から見たら案1の選択ということも考えられるが。

●足立（融）委員

今の案1と案2の話ですが、引上げ額を比べてみると案1の場合、所得の低い方が引き

上げ率が大きく、所得が200万～300万を超えてくると引き上げ率が抑えられているような感じがします。そういったことを考えると案2がいいのかなといった気がします。

●池口課長補佐

案1、案2を比べていただくと、所得100万当たりを境に所得の低い方は案2の方が引き上げ額が少なく、逆に所得が多いと引き上げ額が大きくなります。

●藤瀬委員

低所得の方にとっては、案2の方がやさしいですね。

●池口課長補佐

そうなります。

●天野会長

ほかに、ご質問、ご意見はありませんでしょうか。諮問に対する資料についての質問でも構いません。今、案1、案2について意見が出ておりますが、それ以外でも結構です。ご意見等はありませんでしょうか。

●中島委員

算定方式の変更による保険料率の改定後の保険料総額は変わらないのですよね。保険料が増える人もいれば、保険料が減る人もいるということですよね。

●池口課長補佐

そうです。保険料の総額は変わらないように設定しています。

●中島委員

案1なのか案2なのか等、今後考えないといけないのですね。

●佐小田課長

今、おっしゃいましたとおり資産割を廃止した場合、調定額約2億3千万円、全体の約6%を応益割の方に振るか、応能割の方に振るか、どういった風に振り分けるか、今、説明申しあげましたとおり案1から案4までありますが、案1につきましては、6%をすべて応益割りへ、案2につきましては応益割へ3%、応能割へ3%へ振り分ける案であります。

●天野会長

ほかにご意見、ご質問はありませんでしょうか。

— 質問なし —

●天野会長

そうしますと、今、案1、案2について意見等がでましたが、次回、そのあたりを中心に、皆さまの意見等を伺いながら、協議会としての結論をまとめたいと思いますのでよろしくをお願いします。

●天野会長

次に、日程7の「その他」に入ります。事務局から何かありますでしょうか。

●池口課長補佐

先程、少し説明させていただきましたが、1月の初めに県の方から納付金の金額の提示があります。それに基づいて事務局の方で今の保険料率でその納付金を支払うことができるだけの保険料を確保することができるか検討させていただいて、また委員の皆さまにお示しさせていただき、協議をいただく予定としていますのでよろしくお願いいたします。

●佐小田課長

本運営協議会の次回の開催についてですが、1月下旬に第3回の協議会を開催し、保険料の算定方式の変更について、及び令和2年度確定納付金及び標準保険料率による令和2年度の保険料率等について協議をお願いしたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

●天野会長

その他、この際、意見がございましたら発言をお願いします。

— 意見なし —

●天野会長

意見も出尽くしたようでございますので、これをもちまして令和元年度第2回米子市国民健康保険運営協議会を閉会します。

●佐小田課長

委員の皆さま、ありがとうございました。本日の全ての日程を終了いたしました。皆さま、お疲れさまでした。

午後2時25分閉会